

病床機能再編支援事業について

令和3年(2021年)3月 熊本県医療政策課

1 病床機能再編支援事業について

○概要

- 地域医療構想調整会議の合意を踏まえて行う自主的な病床再編や削減への財政支援として、全額国庫補助により令和2年度から新たに創設された。
- 令和2年度中に稼働病床（回復期を除く）を1割以上削減した医療機関に対して、病床稼働率に応じた給付金（削減1床あたり100～200万円程度）を支給するもの。

新たな病床機能の再編支援について

令和3年度要求額：事項要求
(令和2年度予算額：84億円)

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

「病床削減」に伴う財政支援

稼働病床より病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。



削減病床数等に応じて交付

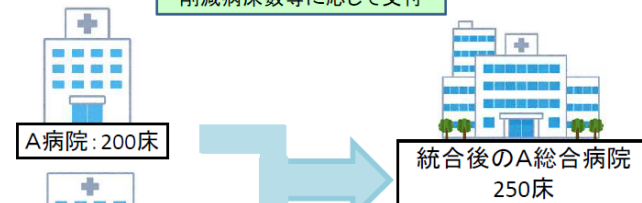
「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床
稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

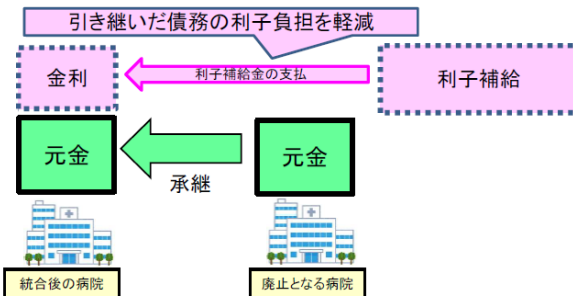
- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合におい
て、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、
当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後
病院へ交付

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



純減した50床について交付。
配分はB病院を含めた関係
病院全体で調整。

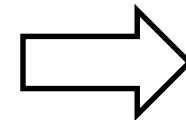


2 給付対象の判断基準について

地域医療構想調整会議において、2025年に向け、引き続き、地域のニーズに応じた医療を提供する役割を担うことが確認できた医療機関が給付対象となる。

<具体的なイメージ>

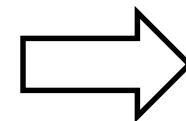
病床削減後も地域で
必要な役割を担う場合



対 象

例：急性期、慢性期病床を削減し、回復期機能の強化を図る
地域のニーズを踏まえ、外来、在宅医療等に注力する 等

病床削減に伴い
医療機関を廃止する場合



対象外

3 事業スケジュール（令和2年度）

	厚生労働省	県	医療機関
10月	①制度要項送付 事業計画提出依頼	②意向調査	
11月		④医療機関ヒアリング	③意向回答
12月		⑤事業計画書提出	
1月			
2月	⑥国内示	⑦協議書提出依頼	⑧協議書提出
		⑨地域調整会議	
3月		⑩ 3/18医療審議会	
	⑪交付決定	⑫給付決定	